

# 相森中学校PTA会則

## 第1章 総則

- 第1条 本会は相森中学校PTAといい、事務局を同校内におく。
- 第2条 本会は、親と教師が連携して、学校・家庭・地域社会の協力のもと、生徒の健全育成のために幅広く活動することを目的とする。
- 第3条 本会は第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 生徒の健全育成に関すること。
  2. 学校教育・家庭教育のあり方に関すること。
  3. 地域における教育環境の改善充実に関すること。
  4. その他目的達成に必要なこと。
- 第4条 本会は第2条の目的を本旨とし、次の方針により活動する。
1. 教育機関および関係団体と協力する。
  2. 特定な政党や宗教にかたよるような行為は行わない。
  3. 学校の人事、その他管理には干渉しない。

## 第2章 会員および組織

- 第5条 本会の会員は、相森中学校生徒の保護者、及び学校職員とする。
- 第6条 本会の運営は、次の組織によって行う。

1. 評議員会
2. 理事会
3. 専門委員会（学級会長会を含む）
  - 総務委員会（支部長）
  - 校外生活指導委員会（副支部長）
  - 教養・文庫委員会（各学級1名）
  - 学級会長会（各学級1名）
  - PTA人権委員会（各学級より1名）
4. 学級・学年PTA
5. 町支部
6. 特別委員会

## 第3章 役員

- 第7条 本会に次の役員をおく。
1. 会長 1名
  2. 顧問 若干名（内1名は学校長）
  3. 副会長 3名（男女各1名と教頭）
  4. 評議員 若干名（総務委員、校外生活指導委員、教養・文庫委員、正副学級会長、PTA人権委員、各担当正副学校職員）
  5. 理事 若干名（各専門委員会正副委員長、学年正副会長、幹事）
  6. 委員長 5名（学級会長会会長は、女性副会長が兼ねる。PTA人権委員長は、男性副会長が兼ねる。）
  7. 部員 若干名
  8. 幹事 若干名（学校職員）
  9. 会計 2名
  10. 監事 2名
  11. 町支部長 若干名
  12. 特別委員 若干名
- 第8条 役員の任期は1か年とする。但し再任を妨げない。
- 第9条 役員の選出およびその任務は次の通りとする。

1. 会 長 本会の代表として会務を統理し、総会・評議員会・理事会を召集して、その議長となる。評議員会で選出する。
2. 顧 問 本会のいずれの会合にも出席し、意見を述べることができる。会長が推薦する。
3. 副 会 長 会長を補佐し、会長事故あるときは代理をする。評議員会で選出する。
4. 正副専門委員長・委員・正副支部長・正副学年学級会長は、それぞれの機関の会務を処理する。  
 専門委員長は評議員会で推薦し、会長が委嘱する。  
 正副支部長は各町支部総会で選出する。  
 正副学級会長・委員は各学級総会で選出する。  
 正副学年会長は正学級会長の互選による。
5. 幹事・会計 本会の会務会計を処理する。会長が委嘱する。
6. 監 事 会計の監査を行い、これを評議員会、および総会に報告する。評議員会で推薦し会長が委嘱する。

#### 第4章 会議・会合

第10条 本会でを行う会議・会合は次の通りとする。

1. 総 会 定期総会は年1回とし、次のことを行う。但し必要があるときは臨時総会を開く。
  1. 役員の報告と紹介。
  2. 決算案・事業計画案・予算案の承認。
  3. 評議員会の決定処理事項の承認。
  4. その他必要と認められる事項。
2. 評議員会 会長はこれを召集して、次のことを行う。
  1. 正副会長・専門委員長・監事・幹事・会計の選出、推薦、承認。
  2. 予算案・決算案の審議。
  3. 会則の変更。
  4. その他必要と認められる議案の審議決定。
3. 理 事 会 会長はこれを召集して次のことを行う。
  1. 予算案、並びに事業計画の立案。
  2. その他、評議員会に提出する議案の審議。
  3. 評議員会で決定事項ならびに委任された事項の処理。
4. 専門委員会 委員長はこれを召集し、各委員会の事業を行う。
5. 学年学級総会 学年・学級会長はこれを召集し、必要な活動を行う。
6. 町支部総会 支部長はこれを召集し、必要な事業を行う。
7. その他、必要と認められる会議
8. 特別委員会 会長はこれを召集し、必要な活動を行う。

#### 第5章 会計

第11条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもってあてる。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の会計監査は、毎年1回行う。

## 第6章 会則の制定及び変更

第14条 会則の制定及び変更は、評議員会において決定し、総会の承認を得るものとする。

## 第7章 個人情報保護

第15条 会員の個人情報の取り扱いについては次の通りとする。

本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

### 付則

1. 本会則は、昭和60年4月1日に部分改訂。
2. 本会則は、平成9年12月3日に部分改訂。
3. 本会則は、平成11年3月25日に部分改訂。
4. 本会則は、平成14年3月6日に部分改正。
5. 本会則は、平成15年3月5日に部分加筆（総会に報告）
6. 本会則は、平成22年4月16日に部分改訂（総会で可決）
7. 本会則は、平成26年3月7日に部分改正（評議員会で可決）
8. 本会則は、平成29年3月3日に部分改訂（評議員会で可決、総会で承認）
9. 本会則は、平成30年4月27日に部分加筆（総会で可決）
10. 慶弔規定は、別にこれを定める。

## 相森中学校PTA慶弔規定

### 【内規】

#### 1 慶事

イ 学校職員が結婚する場合は 金 5000 円を贈る。  
（昭和 58 年 4 月の幹事会で改正）

#### 2 弔事

イ 学校職員・生徒・会員が死亡した場合は協議の上、学校に準じて弔意を表すものとする。  
ロ 学校職員家族・正副会長の家族などの弔事は協議の上、弔意を表すものとする。

#### 3 見舞

イ 学校職員が不時の災害等に遭遇した場合は協議の上、見舞金を学校に準じて行う。会員についても学校に準じて行う。

#### 4 転退職員の記念品

イ 学校職員が転任または退職した場合は、記念品料 金 3000 円を贈る。

#### 5 運営

- (1) 生徒死亡の場合は学校に準じて正副会長が会葬する。学級PTAは本会に準ずるものとする。
- (2) 会員死亡の場合は3000円を供え、会長・学級会長が会葬する。
- (3) 上記に要する経費は本会の慶弔費より支出する。
- (4) 本規定によって贈与を受けた場合は一切返礼をしない。
- (5) 昭和57年4月15日より内規として実施する。
- (6) 平成9年12月3日に部分改訂。

## 相森中学校PTA部活動補助に関する内規

### 大会補助

大会（新人戦含む中体連公式大会およびそれに準ずる大会）・コンクール（関係教育団体コンクール）等にもなう各部への補助については、下記要領によるものとする。部活振興費のうち、対外行事参加費を充てる。

#### ア 交通費

- ・練習試合、講習会は全額自己負担。
- ・市内及び郡内の大会...全額自己負担。（徒歩、自転車、保護者の車等による）
- ・北信大会...全額自己負担。（徒歩、自転車、保護者の車等による）
- ・県大会

バス使用の場合...高速代を含めたバス代金の半額を補助する。

個人種目に参加の場合...公共交通機関を使用した場合の費用の半額を補助する。

- ・北信越、東海、関東甲信越大会...高速代を含めたバス代金の半額。
- ・全国大会...PTAと協議し、決定していく。

#### イ 大会参加費（学校負担金）

- ・全額補助する。ただし、個人的に参加する大会や配布されるプログラム代は除く。

#### ウ 宿泊費

- ・すべての大会について、全額自己負担とする。ただし、北信越・東海大会以上の遠距離地域の宿泊に関しては、協議の上決定する。

#### 課外活動協力費

各部に部員1人あたり1000円を、課外活動協力費として補助する。

#### 課外活動補助費

上記の課外活動協力費では賄いきれない必要な、あるいは臨時の経費について、協議の上補助する。ここでも賄いきれない経費が生じた場合には、資源回収収益金からも補助する。

### 【重点課外活動補助費】

部活動名	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
サッカー												
卓球												
男子バレー												
女子バレー												
男子テニス												
女子テニス												
男子バスケ												
女子バスケ												
陸上												
水泳							-					
吹奏楽												
合唱							-					
家庭科美術												
技術												

## 相森中学校PTA会費規定（内規）

本校PTA会員は、PTA会費として1家庭につき4,000円を納めることとする。なお同一家庭で2人以上の在籍生徒がいる場合は、2人目以降1人につき1,000円を納めることとする。

平成25年3月8日、PTA評議員会にて規定。平成25年4月より内規として実施する。

## 相森中学校PTA個人情報取扱規則

### (目的)

第1条 本規則は須坂市立相森中学校PTA(以下、「本会」という)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定める。

### (定義)

第2条 「個人情報」とは個人に関する情報であつて、氏名、生年月日等により特定の個人を識別することができるものをいう。

「個人情報データベース」とは特定の個人情報を電子計算機、紙等を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。

「個人データ」とは、個人情報データベースを構成する個人情報をいう。

### (責務)

第3条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努める。

### (管理者及び取扱者)

第4条 本会における個人情報の管理者は会長とし、取扱者は正副会長及び幹事とする。

### (管理の委託及び委託先の監督)

第5条 本会は、個人情報データベース及び個人データ等の管理を須坂市立相森中学校に委託する。会長は適切な時期に三役会で管理方法等の確認を行い、監督する。また、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

### (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示し、同意を得る。

### (利用)

第7条 本会は、取得した個人情報を次の目的に利用する。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) その他の文書の送付
- (3) 役員名簿の作成
- (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動

### (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

### (第三者提供の制限)

第9条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第10条 本会は、個人情報(第三者(第9条第1号から第4号の場合を除く))に提供したときは、次の事項について記録を作成し保存する。

- (1) 提供した年月日
- (2) 第三者の氏名
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

記録は提供を行った日から3年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が同一であるものについては記録を省略する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第11条 本会は、第三者(第9条第1号から第4号の場合を除く)から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供を受けた年月日
- (2) 第三者の氏名
- (3) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (4) 提供を受ける対象者の氏名
- (5) 提供を受ける情報の項目
- (6) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

記録は提供を受けた日から3年間保存する。但し、既に記録が作成されている事項と内容が同一であるものについては記録を省略する。

(情報の開示等)

第12条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、訂正(追加、削除を含む)を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。求められた措置をとらない、または異なる措置をとる場合は理由を添えて本人に通知する。また、次の項目のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しない。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (2) 当会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) 他の法令に違反することとなる場合

(苦情の処理)

第13条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

(周知及び改正)

第14条 個人情報取り扱いの方法は、総会等で会員に周知する。法令の改正又は実務上の不備が発生した場合は、評議員会において審議し承認をもって改訂することができる。なお、本規則を改定した場合は、本条に定める周知方法をもって会員へ周知する。

附則 本規則は、平成30年4月27日より施行する。